

大気汚染防止法 ばい煙発生施設（法施行令第2条、同別表第1）（その1）

法

番号	施設の種類	施設の規模
		表内の「重油換算」は、※2、※3以外は※1を用いる。
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下に「伝熱面積」という。）が10m²以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算（※1）50L/時以上
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉（燃料電池用改質器及び水蒸気改質方式の改質器を含む。）	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が20t／日以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算（※2）50L/時以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉（14の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1t／時以上
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14の項に掲げるものを除く。）	
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1m ² 以上、又は羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が0.5m ² 以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	触媒に附着する炭素の燃焼能力が200kg／時以上
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	
8の2	石油ガス洗浄装置に附属するいおう回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算6L/時以上
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1m ² 以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26の項に掲げるものを除く。）	
11	乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるものを除く。）	変圧器の定格容量が1,000kVA以上
12	製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2m ² 以上、又は焼却能力が200kg／時以上

(つづく)

大気汚染防止法 ばい煙発生施設（その2）

法

番号	施設の種類	施設の規模 表内の「重油換算」は、※2、※3以外は※1を用いる。
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料処理能力が 0.5t/時以上、又は火格子面積が 0.5 m ² 以上、又は羽口面断面積が 0.2 m ² 以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 20L/時以上
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が 0.1 m ³ 以上
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては塩素換算量）の処理能力が 50kg/時以上
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 3L/時以上
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては、塩素換算量）の処理能力が 50kg/時以上
20	アルミニウムの精錬の用に供する電解炉	電流容量が 30kA 以上
21	りん 磷、りん 鋳石、りん 鋳石質肥料又は複合肥料の製造（原料として磷鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する磷鉱石の処理能力が 80kg/時以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設（密閉式のものを除く。）	伝熱面積が 10 m ² 以上、又はポンプの動力が 1kW 以上
23	トリポリりん 鋳石の製造（原料として磷鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が 80kg/時以上、又は火格子面積が 1 m ² 以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/時以上
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 10 L/時以上、又は変圧器の定格容量が 40kVA 以上
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 4 L/時以上、又は変圧器の定格容量が 20 kVA 以上
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が 0.1 m ³ 以上、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 4L/時以上、又は変圧器の定格容量が 20kVA 以上
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が 100kg/時以上
28	コークス炉	原料の処理能力が 20t/日以上

(つづく)

大気汚染防止法 ばい煙発生施設（その3）

法

番号	施設の種類	施設の規模
		表内の「重油換算」は、※2、※3以外は※1を用いる。
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/時以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算（※3）35 L/時以上
32	ガソリン機関	

(注) ※1 重油換算の方法（※2、※3 を除く）

液体燃料 10L、気体燃料 16 m³、固体燃料 16kg が、それぞれ重油 10L に相当するものとして換算する。

※2 2 水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉のうち、水蒸気改質方式の改質器（水素の製造能力 1,000 m³/時未満）及び燃料電池用改質器の施設にあっては発熱量を考慮した次式による。

$$\text{重油換算量 (L/時)} = \frac{\text{気体燃料の発熱量 (kJ/m}^3\text{)}}{\text{重油の発熱量 (40,000 kJ/L)}} \times \text{気体燃料の燃焼能力 (m}^3\text{/時)}$$

※3 31 ガス機関の施設にあっては発熱量を考慮した次式による。

$$\text{重油換算量 (L/時)} = \frac{\text{気体燃料の総 (高) 発熱量 (kcal/m}^3\text{)}}{\text{重油の総発熱量 (9,600 kcal/L)}} \times \text{気体燃料の燃焼能力 (m}^3\text{/時)}$$

例えば、13A の場合は 31 m³/時が 35 L/時に相当する。※ m³とは温度 0 度、圧力 1 気圧の状態に換算した気体 1 立方メートルのこと。